

福祉・保健

平成20年4月1日から

鳥取県特別医療費助成制度
が変更されます

青色の特別医療費受給資格証の
制度について

●小児の通院に係る 助成対象が拡大

5歳未満

← 小学校就学前まで

平成14年4月2日以降に生まれたお子さんが助成の対象となります。

●小児、ひとり親家庭、 特定疾病の低所得者世 帯に係る入院費の負担 が軽減

入院費

自己負担額12,000円/日

(負担上限なし)

月最高3万7,200円

まで負担)



← 負担上限：月15日まで

(月最高1万8,000円まで負担)

* 低所得者世帯…市町村民
税非課税世帯等で「限度額適
用・標準負担額減額認定証」
等の交付を受けた方

●重度の障害児・者の方につ
いても医療費の一部負担が必
要となります

(1) 市町村民税非課税世帯の
方については、これまでどおり
全額助成します。(自立支援医
療の対象となる方は、当該医療
の申請が必要です)

(2) 市町村民税課税世帯
で、一定以上の所得の方(3)
は助成の対象外となります。①、

②の方は、本人の所得に応じ
て、1医療機関ごとに月額負担
上限額まで、総医療費の原則1
割負担となります。

(3) 助成対象の方(①、②)
に対する軽減策として、自立支
援医療の高額治療継続者(人工
透析や統合失調症など)に該当
するときは、その該当する自立
支援医療の自己負担額の全額を
助成します。

(4) 65歳以上75歳未満の方に
ついては、原則、後期高齢者医
療制度の被保険者である方を助
成対象とします。

●全ての受給者の方について

・入院時の食事療養費(食材料
費)の負担が必要となります。
・院外薬局での負担はこれまで
どおり無料です。

■問い合わせ先

- 福祉保健課
☎0859・54・5207
- 中山支所福祉課
☎0858・58・6112
- 大山支所福祉課
☎0859・53・3136

* 老齢福祉年金支給要件の所得額は
年間所得額1,595千円(扶養親族0人の場合)(給与収入になおすと約2,536千円)
なお、所得には障害基礎年金、特別障害者手当などは含まれません。

鳥取県福祉保健部

(障害児・者) 障害福祉課

☎0857・26・7152

(小児・ひとり親家庭)

子ども家庭課

☎0857・26・7150

(特定疾病) 健康政策課

☎0857・26・7572

生活福祉資金 貸付制度

社会福祉法人鳥取県社会福祉
協議会が実施する「生活福祉資
金貸付制度」は、低所得世帯を
はじめ高齢者・障害者世帯に対
し、必要な資金の貸付けを行い、
経済的自立と生活意欲の向上を
図り、安定した生活を送ること
を目的とした貸付制度です。

原油価格高騰に伴う冬季の暖
房用燃料の一括購入費用につい
ても、当該貸付制度の「福祉資
金(福祉費)」の貸付けを受け
ることができまますので、ご活用
ください。

■制度の概要
○貸付種類…福祉資金、更正資
金、修学資金、介護・療養等資
金など
※冬季の暖房用燃料一括購入
費用は、福祉資金(福祉費)が

対象

※福祉資金(福祉費)の貸
付限度額は、50万円以内

○貸付対象世帯…低所得者世
帯、高齢者世帯、障害者世帯

○貸付利息…1%(本来の貸
付利息は3%ですが、鳥取県
が2%分を補助しています)

※無利子の貸付種類もあり
ます。(修学資金、介護・療
養等資金)

○保証人…原則、連帯保証人
1人が必要

○償還期限…福祉資金(福祉
費)の償還期限は、3年以内
(据置期間は6月以内)

※償還期限内に償還ができな
い場合は、延滞利息が加算さ
れます。

■問い合わせ先

大山町社会福祉協議会

本所・中山支所

☎0858・49・3000

名和支所

☎0859・54・2200

大山支所

☎0859・39・5018

鳥取県社会福祉協議会

☎0857・59・6344

鳥取県福祉保健部福祉保健課

保護係

☎0857・26・7144

■月額負担上限額(1医療機関ごと)

所得区分	世帯	市町村民税 非課税世帯	市町村民税課税世帯		
			①市町村民税 非課税の方	②老齢福祉年金 支給要件の所 得額未満の方	③老齢福祉年金 支給要件の所 得額以上の方
負担	通院	全額助成 (本人負担なし)	1,000円/月	2,000円/月	助成対象外 (医療保険制度に基 づく自己負担額)
	入院	従来どおり	5,000円/月	10,000円/月	